

高昌・闐爽政權と緣禾・建平紀年文書

白 須 淨 眞

はじめに

- 一 闐爽政權の成立と北涼・緣禾紀年の繼承——緣禾五・六年文書の検討——
 - 二 上申文書の呈式よりみた闐爽政權の政體——緣禾十年文書の検討——
 - 三 建平紀年の奉用と闐爽政權——建平五・六年文書の検討——
- おわりに

はじめに

四三九年、北魏の太武帝（世祖）は北涼を平定し華北を統一した。通常、五胡十六國時代はこの年次を以て終焉とする。しかしこの北涼の餘裔・沮渠無諱は、弟・沮渠安周（以下、無諱、安周と略稱）と共に西に逃れて流沙を越え、四四二年九月、舊北涼高昌郡の地（吐魯番地域。この地を以下高昌と呼稱）に據ってなおも王を號して國を保った。六四〇年、唐の太宗の大軍がこの地に達するまでのおよそ二〇〇年間、中央アジアに獨立を保持した高昌國の起源はここにある。

ところで無諱が高昌の地に王國を樹立するまでの數年間、即ち北涼高昌郡とこの高昌王國とのわずかな閒隙に、一つの小政權が自立していた。史書に言う闐爽の政權がそれである。⁽¹⁾この政權については文獻資料の語るところは餘りに少なく、かつてはその存在が知られるに過ぎなかった。しかし一九五九年以降十三次に亘って繼續された吐魯番古墳群の發掘

は、⁽²⁾ こうした現状にも改變を逼るものとなった。とりわけ近年における吐魯番出土文書研究の進展は、この闕爽の時代に該當する文書群、即ち論題に言う縁禾・建平兩紀年文書の檢出を可能とする段階にまで達した。⁽³⁾ 本稿はこのような成果を繼承して、郡と王國の狹間の小政權で處理された文書を検討しつつ、幾許かでも闕爽政權の實像に接近しようとする、その模索の過程を提示したものである。⁽⁴⁾

一 闕爽政權の成立と北涼・縁禾紀年の繼承——縁禾五・六年文書の檢討——

文獻には全く記載がないが、縁禾は北涼の用いた紀年である。しかしそれは北涼自建の紀年ではなく、北涼の王が冊封を蒙っていた北魏太武帝の紀年、即ち延和を改訂（同音異字）のうえ奉用していたものである。⁽⁵⁾ こうした理解がほぼ動かし難いと考えられるようになったのは最近のことで、それは吐魯番出土縁禾紀年文書に負うところが多い。⁽⁶⁾ 吐魯番出土文書に北涼の縁禾紀年が見られるのは、この地が北涼高昌郡としてその統治下にあったことに由來する。そこで吐魯番出土文書を中心に現時點で知りうる縁禾紀年資料を整理すると次のようになる。

表一 縁禾紀年資料一覽

干西 支曆	高 昌		北魏紀年	北 涼	
	高 昌	出 土 資 料		河 西	出 土 資 料
癸四 西三	〔義和三年〕 六月	兵曹李祿白草〔文書〕、一二三頁〔〕	延和二年		
甲四 三三	B 縁禾三年 九月	大方等無想大雲經跋文（原寫本書寫は高昌）	延和三年	A 縁禾三年 七月	白雙且造經石塔願文（酒泉出土） 「涼故大沮渠縁禾三年歲次甲戌七月

己四 卯九	戊四 寅八	丁四 丑七	丙四 子六	乙四 亥五	
		H 緣禾六年 J 緣禾六年	G 緣禾五年 E 緣禾五年 C 緣禾五年		
		正月 二月	六月 六月 二月		
		翟萬隨葬衣物疏（『文書』一、一七 六—七頁） 闕連興辭（『文管』柳、二二頁）	民杜續辭（『文管』柳、一二頁） 翟阿富券草（『文書』一、一二七頁） 缺名隨葬衣物疏（『文書』一、九八 頁）		「緣禾三年歲次甲戌九月五日、於田 地城北劉居祠、寫此尊〔經〕……」（敦 煌出土・M2245）
太延五年	太延四年	太延三年	太延二年	太延元年	
			F 太緣二年 D 太緣二年		
			六月 四月		
			「涼太緣二年歲在丙子六月中旬、程 段兒自惟……」 程段兒造經石塔願文（酒泉出土） （10） 「維太緣二年歲在丙子四月中旬、令 狐廣嗣於酒泉、勸助……」（吐魯番 出土） 佛說首楞嚴三昧經跋文（原寫本書寫 は酒泉） （9）		上旬、清信士自惟……」

庚辰 四四〇			太平眞君 元年		
辛巳 四四一	K 緣禾十年 三月 功曹改動行水官文書（文管〈柳〉、 二二頁）	三月 殘文書（文管〈柳〉、二二—二頁）	太平眞君 二年		
	L 緣禾十年				

右表によれば、高昌で最初に用いられた確證のある緣禾紀年は、北涼の義和三年に續く緣禾三年（B）である。⁽¹¹⁾ 緣禾三年（四三四）は北涼、二代王・牧犍が即位（四三三）して二年目に當る。この紀年は北涼の河西地域で用いられた證左が存在する（A）ことから、四三四年當時、高昌が河西地區と同様に牧犍の勢力下にあったとみてはば誤らない。ところが四三六年に至ると河西と高昌兩地域では、使用される紀年がそれぞれ異ってくる。即ち前者では緣禾に代って太縁が奉用されてくる（D・F）のに對し、後者では引續き緣禾が用いられている。なおここに言う太縁紀年も、緣禾と同様に北魏の太縁を北涼が改訂のうえ奉用したものと理解されている。⁽¹²⁾ 筆者はこの事實に留意し、⁽¹³⁾ 四三六年時點では、太縁への改元がまだ高昌には傳わらなかったと、かつて（一九八一年）推察した。⁽¹⁴⁾ しかし一九八三年に至って、緣禾五・六・十年文書（C・J・K・L）が新たに公開されるに及び、⁽¹⁵⁾ 町田隆吉氏はこれらに依據して私見の成立も難しいことを示教された。⁽¹⁶⁾ そこで氏の示教を受け、高昌における緣禾紀年とそれを奉用した政權について再考を試みる。

公開された新文書のうち緣禾五年文書は、再考に當って重要な手掛りを含んでいるのでまずそれを示す。

資一 緣禾五年（四三六）民杜犢辭（C・⑤ 文管〈柳〉⑩、二四頁・79 T.A.M. 382）

(1) 緣禾五年二月四日、民杜犢辭、犢

(2) 有費七十八斛、自爲馬頭。宋相明

(3) 有貴十六斛在牘、馬著身即

(4) 自乘。去前十月内胡賊去後、

(5) 明共犢私和□、著有貴、□身

(6) □□取馬之圈、困□

(7) (後 缺)

この文書を最初に紹介した柳洪亮氏は、「去前十月内胡賊去後」(4)とある文言を文書が作成された前年、即ち緣末四年(四三五)十月、胡賊(北涼・沮渠氏と推察)が高昌から後退した後と解釋した。⁽¹⁷⁾ 町田隆吉氏はこの見解を積極的に捉え、これこそ四三六年に高昌で緣末五年、河西で太緣二年がそれぞれ同時に使用される理由とみた。⁽¹⁸⁾ つまり北涼の緣末から太緣への改元は、すでに北涼勢力が後退していた高昌では無縁と考えたのである。そして北涼後退の後、従前からの緣末をそのまま踏襲した人物として、『魏書』・『梁書』兩高昌傳によってこの地に自立した闕爽を當て、緣末七〇九年文書の出土を期待しつつ、彼が緣末十年へK・Lに至るまでこの紀年を使用したと推察した。⁽¹⁹⁾

この町田氏の見解にやや先立つ吳震氏のそれは、北涼で太緣と改元されたのに高昌ではなおも緣末を使用したのは、當時の河西と高昌間の通交に支障があったためとし、その證左の一つを次の記事に求めた。⁽²⁰⁾

龜茲……鄯善・焉耆・車師・粟持(特)九國は魏に入貢す。……乃ち使者・王恩生等二十輩を西域に使いせしむ。恩生等は始めて流沙を渡るも柔然の執えるところとなり、……竟によく西域に達せず。『資治通鑑』卷二二二

そして北魏の使者・王恩生(以下、恩生と略稱)が柔然に捕捉され西域に達しえなかった年次を同書の擧げる四三五年(北魏の太延元年)とみなし、一つの推定としてその時點で闕爽が自立し、彼が緣末を紀數として以後も繼續使用したと考えた。⁽²¹⁾ したがって闕爽自立に關する吳説は、柳・町田兩氏と年次を等しくするものの資一をその根據とはしない。

この柳・町田・吳三説の後、緣末紀年に係わつて柳洪亮・關尾史郎兩氏による專論二篇が出た。⁽²²⁾ 柳氏は前述の恩生遣使

を吳氏の言う太延元年ではなく、唐長孺氏の言う太延三年（四三七）⁽²³⁾ 説を採用する。⁽²⁴⁾ よって『魏書』卷一〇一高昌傳に、世祖の時、闕爽なるものありて、自ら高昌太守となる。太延中、散騎侍郎王恩生等を高昌に使いせしむも、蠕蠕（柔然）の執えるところとなる。

とある「太延中」を三年と限定し、「太延中」の前に記載のある闕爽の自立は、太延三年より以前の出来事としてその前後關係を強調する。⁽²⁵⁾ そして四三五年十月北涼勢力が後退したとする前掲の自説は、この時間的經緯とよく整合するとし、闕爽の自立を四三五年十月以降（なお氏の示す年表によれば同年末までの間）とした。⁽²⁶⁾

關尾氏は吳氏と同じく恩生遣使の失敗を四三五年とみ、その時点で柔然が敦煌・伊吾を経由する北涼の高昌郡經營ルー⁽²⁷⁾ トを遮斷、そのため孤立した高昌の地に闕爽が自立、その後彼は縁禾を繼承しつつもしだいに北涼の敵對勢力へと轉化したと整理を試みた。⁽²⁸⁾ なお氏のこの見解は、資一の「胡賊」を北涼勢力に比定して、闕爽自立年次の根據とした柳・町田兩説に批判を加えるものでもあった。「胡とは少數民族一般を意味する場合もあり、なによりも北涼の元號と考えられていた縁禾を用いた文書において、その主權者に對して『胡賊』といった蔑稱を用いるのは矛盾」⁽²⁹⁾ するというのが、その主要な批判點である。

四氏五説、共にすぐれた見解で教えられるところは多い。しかも論據の相違を越えて、闕爽政權の樹立を四三五年あたりとはぼ一致して推定していることは、この年次が妥當性の高いものであることを示していよう。よって残された檢討課題は、資一の「胡賊」をめぐる解釋、及び恩生遣使の失敗と闕爽自立との關連の二點に限定されることになろう。

まず前者から取り上げる。「胡賊」の語を含む資一は、その標題に示されるように辭の書式を呈する文書である。辭が上申文書の一つであることは言を待たないが、吐魯番出土文書によって示された祝總斌氏の次の定義は看過すべきではない。これによって辭の基本的要件を確認しておく。

辭とは當事者が法を犯し、^{おとし} 制に違いあるいは訴訟問題に關與し、すでに官府の呼び出しを受けて査問・尋問に赴いた

時、官府が本人に命じて自ら具申させたか、もしくは「官府が」人を派遣して記録させた辨明、供述を言う。官府の正規の文書であるから官府の棚に收めて審査の参考に備える必要があり、よって冒頭にあっては本文の前に年號・年月日を丁寧^ニに記し、かつ當事者の身分・職業等を明示しなければならぬ。末尾にあっては「謹辭^{シテ}」の次に、文書が關係官吏の手を経た後に留められた署名もしくは指示が記される。⁽³⁰⁾

このように辭が官府に保管の上審査を受ける正規の文書であることは、當然といへ重要である。したがって辭がたとえ民間人の具申によつて作成されたものであつても、その文言は官府の認承できるそれであつてはならない。よつて「去前十月内、胡賊去^リ後」⁽³¹⁾とある紀年及び文言の表示は、民間人杜撰だけでなく官府も認承可能なものと理解してよい。しかもその紀年が官民共に一つの目安となしうるほどのものとすれば、胡賊が去つたことは高昌における重要な事件であつたに相違ない。

それではこの重要な事件とは、具體的には何を示すのであろうか。この點に係わつてなによりも重視すべきことは、官民共に「胡賊」と表示してはばからなかつたその事實であらう。特にこうした文言を認承する側の官府、即ち高昌を支配した權力機構が胡に賊を加える文言を許容しえたのは、その機構が胡人には掌握されていなかったことを仄示しよう。それは次の文書によつてより補強される。

資二 緣禾六年（四三七）闕連興辭（J・⑤ 文管〈柳〉⑩、二三頁・79 TAM 382）

(1) 緣禾六年二月廿日、闕連興辭、所具貲

、(2) 馬、前取給虜使。使至赤尖、馬於彼不還。

(3) 辭達、隨□給貲。謹辭。

(4) 「諛」

文書中の「虜使」(2)を柳氏は少數民族の使者、朱雷氏は柔然の使臣とみた。⁽³¹⁾ 資一（緣禾五年）と一年を隔てず、しかも

同種の公式文書・辭の文言中に、先述の「胡」と類して、漢人が異民族を指して言う「虜」の語が、ここでも使用されている。この「胡賊」と「虜使」の文言が共に許容されているということは、縁禾五・六年時の高昌の官府が胡や虜ではなく漢人（あるいはそのように意識する）の政權下に置かれていたことを示すものであろう。よって資一・二を闕爽政權下の文書とみる諸氏の見解は、涼州人・闕爽が漢人である蓋然性が高いことから、この點においても支持される。

さてそれでは漢人闕爽の政權下に胡と虜に分別された異民族とは、それぞれ何を指していたのであろうか。續いて検討の必要があろう。漢人の意識が特に色濃く南朝の正史、たとえば『宋書』にあっては芮芮（柔然）を索虜傳に含めて芮芮虜（同書、卷九五）と表示し、『南齊書』にあっては芮芮虜傳として蔑稱として「虜」字を加えている（同書、卷五九）。こうした傾向は、敦煌を基盤とした漢人政權・西涼李氏にも伺える。『晉書』卷八七涼武昭王李玄盛（李嵩）傳に、玄盛は乃ち敦煌の舊塞の東西二圍を修め、以て北虜の患を防ぎ、敦煌の舊塞の西南二圍を築いて、以て南虜を威おびやかす。

とある「北虜」も、また西涼敗亡後、玄盛の後・尹氏が、柔然の保護下に伊吾にあった餘裔を指して、

子孫は流漂し、身を醜虜に託す。（『晉書』卷九六涼武昭王李玄盛后尹氏傳）

と語った「醜虜」も共に柔然を指す語である。（35）もちろんこの時代の虜が、前掲の「索虜（北魏）」・「南虜（吐谷渾）」の例のごとくすべて柔然を指したとは限らない。しかし高昌の漢人闕爽の政權にあっては、その置かれた地理的・歴史的状況から推して資二の「虜」が、例示した虜と同じく柔然を指すと考定して大過はあるまい。よって「虜使」を柔然の使臣とみた朱氏の見解は支持される。

このように闕爽政權下の虜を柔然とみれば、同政權下に虜と分別された胡は當然それ以外の異民族ということになる。當代における胡は極めて多様な民族を含める語ではあるが、柔然を除いた今、高昌史に直接關與し、同地の紀年表示となりうるほどの事件に登場する胡は、大きく限定される。したがって闕爽が交替した「胡」を北涼盧水胡沮渠氏とみた

柳・町田兩氏見解は、歴史的状況からは肯首に足るものである。しかし先述の關尾氏の批判をかわすには、盧水胡が當代にあって胡と他稱された證左をなお提示する必要がある。

『宋書』卷九八氏胡傳に北涼の大且渠蒙遜傳を擧げ、かつ同書卷頭目錄に「胡大且渠蒙遜」と表示していることは留意すべきである。「大」を冠し「沮」ではなく「且」を採用していることは、明らかに北涼沮渠氏の自稱を尊重したものであろう。⁽³⁸⁾これに照せば「胡大且渠」の胡も、彼等が自稱として胡を稱したことを反映した他稱との推察も可能となろう。⁽³⁹⁾このような自他稱の用例から胡を理解すれば、資一に言う「胡賊の去った」ことは北涼・盧水胡が高昌から後退したことを意味し、そう考えてこそ同地における重要な事件としてふさわしいものとなろう。よって四三五年十月の關爽の自立の證左として、資一を擧げることが筆者も避けない。なお高昌の官民が、胡に賊を加える表現をとったのは、漢人關爽が在地漢人勢力の支配權を掌握した際、かつて彼等の上にかぶさっていた北涼勢力を、外部より侵入した賊と認識したからであろうか。この點は推測の域を出ないが。

さて次に殘されたもう一つの課題、恩生遣使の失敗と關爽の自立との關連を検討する。關爽の自立年次と推定した四三五年は、吳・關尾兩氏の指摘のごとく、恩生が柔然に捕捉され西域に達しえなかった年次と一致する。⁽²¹⁾⁽²⁸⁾柳氏と異つて恩生遣使の失敗を同様に同年と推察する（その理由は、後述）筆者は、この兩年次の一致は重要と考える。そこで四三五年前後の北魏・柔然兩國關係を整理してこの問題を考檢してみよう。

四三五年時點の柔然の可汗は敕連可汗・吳提であり、彼は四二九年に大檀を繼承した人物である。大檀の時代（四一四〜二九）は柔然の極盛期で、北燕と結んで北魏と對立し、四一四・一六・二三・二四・二七・二八年と北魏に侵入した。⁽⁴⁰⁾これに對して北魏も四一四・一五・一八・二四・二五・二七・二九年と柔然を討った。⁽⁴⁰⁾ところが四二九年、吳提が即位すると柔然の對北魏外交は一轉し、四三一年北魏に朝貢使を派遣して以降、友好關係の保持に努めるようになる。四三四年には北魏は西海公主を吳提に降嫁させ、吳提の妹も北魏に入嫁して左昭儀に拜されている。⁽⁴⁰⁾そして同年十月にも吳提は遣

使し、今問題とする四三五年二月には、おそらくはその勢力下にあったと思われる焉耆・車師と共に朝貢している。⁽⁴¹⁾

つとに留意されているようにこの焉耆・車師兩國の朝貢は、北魏にとって始めての西域からの遣使であった。⁽⁴²⁾ 恩生派遣はこれに呼應する北魏最初の對西域遣使であり、これもすでに指摘されているように『魏書』卷四上世祖紀の、

(大延元年) 夏五月庚申……使者二十輩を西域に使せしむ。

とある記載がこれに當る。⁽⁴³⁾ よって恩生出發年次は、大延元年(四三五)五月と知られる。そして『魏書』卷一〇二車師傳が、

車師國、一名は前部。……世祖の初め、始めて遣使朝獻す。行人王恩生・許綱等に詔して出使せしむ。恩生等始めて流沙を度り、蠕蠕(柔然)の執えるところとなる。

と恩生遣使を伝え、また同書高昌傳も高昌に對する彼の遣使を明示することから、恩生が「流沙」を度って高昌に向ったことは動かない。よって彼が柔然に捕捉されたのは、四三五年五月以降の高昌附近であった可能性が強い。⁽⁴⁵⁾

ところで北魏最初の對西域使節の長・恩生を「流沙」を越える所まで導いたのは、『魏書』卷一〇二西域傳の序語に、
初め、世祖は使を西域に遣わす毎に、常に河西王沮渠牧犍に詔して護送せしむ。姑臧に至らば、牧犍は恆に使を發して路を導びきて流沙に出だす。

とあることから北涼の王・牧犍であったと想定される。彼はすでに四三三年、世祖から河西王に封じられており、先に觸れたごとく延和(緣禾)の紀年も奉用していた。この強い北魏との關係に序語の「每・常・恆」の語を以てする強調の度合、及び牧犍が北魏西域使節を導出した「流沙」と恩生が捕えられた「流沙」(前掲、車師傳)との一致を加えて判斷すれば、恩生は牧犍によって導びかれたとみて大過はまずあるまい。

一方柔然にとって、北魏が西域遣使派遣に踏み切ったことは、看過し難い外交上の問題であった。というのは、北魏の對西域遣使の開始は西域における柔然の權益に抵觸するだけでなく、反柔然勢力烏孫・悦般と北魏が直接結ぶ危険性をも

孕んでいたからである。⁽⁴⁷⁾四三五年、恩生を捕捉した柔然が、

太延二年（四三六）に至り、乃ち和を絶ち塞を犯す。（『魏書』卷一〇三蠕蠕傳）

と蠕蠕傳に特記されているように、その翌年、一轉して北魏への侵入を開始したのもまさにそのためである。北魏・柔然兩國は四三一年以降和平が續き二重の通婚關係さえ成立していたが、柔然にとって北魏のこの行爲は、こうした和親關係をも越える次元の問題であつた。したがつて對北魏關係の清算を決定した柔然の強い外交姿勢に照せば、不本意であつたにせよ北魏に與して恩生を導いた牧健の行爲は、不問とすべきものであつたとは想定し難い。たとえ四三二年以降柔然が北涼への侵入を中止し、⁽⁴⁸⁾北魏の側からすれば兩國が「北は叛虜（柔然）に託し」（『魏書』卷九十九沮渠牧健傳）、「蠕蠕（柔然）の吳提は牧健と連和す」（『魏書』卷二、穆崇附傳）といった友好關係にあつたにせよ。

筆者はこの柔然が牧健に向けた對抗こそ、資一の記す事件、即ち四三五年十月の北涼勢力の高昌郡からの後退と深く關連すると推察する。四三五年五月、北魏を發つた恩生を、その後柔然が高昌附近で捕捉に成功したその事實に立脚すると、彼が牧健に導びかれて同地に近づくまでには、柔然は北涼高昌郡に介入して、すでに恩生遣使にたいする對處を完了していた可能性が強い。とすれば高昌郡の北涼勢力は、この柔然の壓力の中で同年十月に至つて撤退を餘儀なくされた、そのように考えられよう。資一に言う「胡賊去」の去るの表現も、北涼高昌郡の屬僚が續く關爽政權にそのまま繼承されたとみる町田氏の推測も、⁽⁴⁹⁾またそれに據つて關爽的自立が北涼既存勢力との激しい葛藤の末に達成されたものでないとする關尾氏の見解も⁽⁵⁰⁾この撤退という情況の反映とみてこそ理解しやすいものとなる。したがつて四三五年十月を餘り過ぎぬころに、五月に出發した恩生が高昌附近に至つたとすれば、柳氏のごとく恩生遣使をあえて四三七年にずらさずとも、關爽自立（同年十月）後恩生が捕捉されたとする『魏書』高昌傳との整合性は、確保されることにならう。

以上二つの課題を検討した結果、筆者も關爽的自立を四三五年（緣禾四年）十月と考定することは、現時點では決して不合理ではないと考える。よつて緣禾から太緣への改元が高昌に傳わらなかったため同地で緣禾紀年が踏襲されたのでは

なく、四三五年闕爽が自立したため北涼の太縁が奉用されなかったとかつての私見をここに改めたい。

二 上申文書の呈式よりみた闕爽政權の政體——緣禾十年文書の検討——

それでは自立した闕爽は、どのような地位と稱號を以て高昌の地を統治していたのであろうか。文獻はこれを太守と傳えるものが多いものの王・城主・主とするものもあつて一致をみない。そこで次掲の上申文書の書式を手掛りにこの點を考察してみよう。

資三 緣禾十年（四四一）功曹改動行水官文書〈K・㊟ 文管〈柳〉⑩、二四頁・79 TAM 382〉

(1) 稱

(2) 闕行西部水、求差楊

(3) 今還改動、被敕知行中部

(4) 信如所列、請如辭差校曹書

(5) 佐隗達代達行西部水、以攝張祇養

(6) 囹中部水。事諾約敕奉行。

(7) 緣禾十年三月一日白

(8) 功曹史「璋」

これは標題に明示されるように行水官の異動に係わる上申文書で、緣禾十年の紀年から闕爽政權下で作成されたものと推察されている。⁽³²⁾すでにこの文書に言及した町田氏は、「事諾約^{トノヤク}敕^{シツ}奉行^ヘ」の文言説明の中でこの行水官の異動は「すでに太守の承認をへて施行されることになっていた」と述べ、闕爽の地位を太守と推定した。ただし「北涼時代の官文書にみられた主簿以下の郡府屬僚の署名はみえず、功曹史の署名のみである」として太守・闕爽の政權において作成された

この文書が、同じく太守の治下にあった北涼高昌郡官文書と呈式の異なることを併せて指摘した。氏がこの指摘の言外に何を暗示されたのかそれは推測の域を出ないが、筆者には闕爽を太守とみる推定と共に貴重な示教となった。そこで資三との書式の相違をより明確にするため、北涼高昌郡時代の上申文書の中から二點を選んで例示する。

資四 北涼眞興七年(四二五)兵曹差直歩許奴文書(⑤「文物」一九八一、圖一・⑥ 文管(柳)、二〇〇二頁・79 T.A.M. 382)

(1)兵曹掾范慶・史張齊白、内直參軍闕落傳

(2)敎、差直歩一人至京。請奉敎依前次

(3)遣許奴往。奴游居田地、請符文往錄。屬金

(4)曹給馳、倉曹給資。事諾奉行。

(5) 校曹主簿 「飛」

(6)長史 「豐」 眞興七年正月廿日白

(7) 主簿 「混」

(8)司馬 「端」 防曹史 「□」

(後 缺)

資五 北涼義和三年(四三三)兵曹條知治幢塹文書(「文書」一、一二四～五頁・75 T.K.M. 91)

(1)馮珍 □ 作塹 □ 塹

(2) 治 □

(3) 韓 □ 近來被

(4) 謹條知治幢 □ □ 右、事諾

(5) □

校曹主簿

□

義和三年

□

主簿

「識」

功曹史

「悅」

典軍主簿

「嘉」

匡官

「善」

この二點の北涼高昌郡の上申文書は、「事諾^{ことアッラッ}奉行^ッ」(4)・「事諾^{ことアッラッ}」(4)の指示文言の後に校曹主簿の署位を記し、さらに年月日と「白」(6)の文言、主簿・功曹史・典軍主簿・五官の郡府の僚屬の署位を附加する書式を呈する。なお資四は、これに長史・司馬の軍府僚屬の署位が文書上段に加わる。これは北涼の高昌郡太守が都督を兼任?していたため、(57)上申がその軍府に關與する場合に軍府僚屬の認承を必要としたことによるもので、郡府文書との比較をする今は考慮しなくてよい。

(58) さて郡府において太守の批准を求める上申文書は、唐長孺氏指摘のとおり郡府僚屬の校曹主簿がその審査と傳宣を司つた。この職掌は後世の麴氏高昌國の門下の官・門下校郎と類似する。(58) しかし郡府にあっては、上申年月日の左方筆頭に見

える主簿こそもとより門下諸佐の首であり、その主簿が傳宣を司つていたはずである。(59) 文獻にその名をみない校曹主簿

を、主簿より分化しこれに代った新しい郡の門下の僚屬と推定したのは、陳仲安氏であった。(60) 軍府發展に伴う郡府の變容

と捉えたこの見解は、説得的で従うべきである。したがって上申内容を審査のうえ「事諾^{ことアッラッ}奉行^ッ」と指示したのは、門下

の首・校曹主簿であったことになる。そしてその指示を受けたのは、郡府の諸曹を統轄する主簿・功曹史・五官と上申に

直接關與する分掌の最高責任者(資五にあっては典軍主簿、資四は缺損により不明であるが同様であらう)であり、(62) 彼等は共に署

位のうえ記述の年月日に上申し、太守の裁諾を仰いだのである。以上が出土文書より知られる北涼高昌郡の上申文書の呈

式である。

この呈式を今問題とする資三と比較する時、確かに町田氏指摘のとおり「事^{ヒト}詔^{アラハ}約^{シテ}敕^ヲ奉行^{ハシム}」の文言と上申年月日の間に介在すべき校曹主簿の署位がなく、出土文書の該當部分に缺損はないにもかかわらず主簿・五官のそれもないことに氣づく。これは資三が上申に際し、門下の校曹主簿の審査と指示を受けずかつ主簿・五官も關與しない、つまり功曹史が單獨で直接闕爽に上申したことを示すものであろう。それではこの上申における兩者の相違は、從前の高昌郡の郡府機構を、自立した政權にふさわしいそれへと闕爽が改編したことに起因しているのであらうか。

確かに闕爽時代の資三も北涼高昌郡時代の資四・五も、「事^{ツラ}詔^{ハシ}・白^ス」の文言使用に何えるごとく共に上申の文書であった。しかし前者が行水官の異動という人事に係わるものであるのに對し、後者は共に兵曹の行う一般的職務に關するものであった。⁽⁶³⁾後者は具體的には、郡太守の敕⁽⁶⁴⁾（命令文書）を受け直歩⁽⁶⁵⁾（兵士の身分の一つ）の許奴⁽⁶⁶⁾を京（北涼の都の姑臧）に派遣するに當つての上申（資四）と、幢⁽⁶⁷⁾（北涼軍隊編成の基本單位）の駐屯する施設を塹⁽⁶⁷⁾（土塹）で修築するための人配の上申（資五）を指す。人事異動に關する上申と一般行政に關するそれは、はたして文書呈式に全く差異はなかつたのであろうか。これは闕爽政權の文書と郡府文書の相違を考えるに先立って、まず確認しておくべきことであらう。そこで、吐魯番出土文書の中にもう一點檢出できる人事關係の文書を示してみよう。

資六 建初二年（四九〇）功曹書佐左謙奏爲以散翟定□補西部平水事『文書』一、一七九頁・75 TKM 88〕

(1) 國案嚴歸忠傳口

(2) 令、以散翟定□補西部平水。請奉

(3) 令具刺板題授。奏諾紀職奉行。

(4) 建初二年歲在庚午九月廿三日功曹書佐左謙奏

(5) 揚武長史

（粵？）
困子

(6) 功曹史 安

この建初二年文書の年代比定は、諸説あつて歸一をみていない。しかし大別すれば、建初を西涼の紀年として四〇六年とみる説と、建初を高昌の独自の紀年としかつ干支の庚午を重視して四九〇年とする説の二つに分かたれる⁽⁶⁸⁾。よつて前者は西涼高昌郡の郡府文書、後者は王を戴くような高昌の獨立政權の文書と想定していることになる。私見は後者に屬し、かつてその獨立政權を張氏高昌國に比定したことがある⁽⁶⁹⁾。

さて資六は先述のごとく人事關係の上申であるが、その内容は「嚴歸忠の傳宣した口令⁽⁷⁰⁾、即ち『散⁽⁷¹⁾の翟定を西部平水に□□補せノ』を謹しんで案じました結果、令を奉じて具に「全ての官爵を」板⁽⁷²⁾（版）に刺^かきとり「授者の氏名を」題^よして授けんことをお願い申し上げます。」と口令を検討した功曹が、功曹史及び揚武（將軍）の署位を得て、功曹所屬の功曹書佐から上奏したものである。ただし上奏する功曹に對して「事諸^ヲ紀^ス職^ヲ奉^ル行^{ハス}」と指示を與えた官吏の署位は、文書には記されていない。これは、同様な指示を與える門下の首・校曹主簿を経ないで功曹史が行水官の異動を直接闕爽に上申した資三と、文書呈式が全く等しい。つまり人事に關する上申二文書の呈式は、門下を経由しない點で一致する。したがつて行水官の異動に關する上申文書―資三と一般行政に關する郡府上申文書（資四・五）とに相違が認められたのは、闕爽が郡府以上の政權組織を編成したからではなく、もとより人事と一般行政の上申呈式が異つていた、そのことに基づく可能性が強い。

ところで資三・四・五の時代は、中國史にあつては南北朝時代に相當する。この時代の中國王朝では、周知のごとく人事權は吏部尙書に委ねられ、吏部尙書が擬官して皇帝に上奏することが多かつた⁽⁷³⁾。その具體的經緯を示す資料は残っていないが、幸いにも『宋書』卷一五禮志二に示された賤注によつて人事に關する上奏呈式を伺うことができる。それを示す。ただし従前の研究を參照して句讀點を附して改行し、⁽⁷⁴⁾「」によつて補足の語を、（ ）によつて參考とすべき語を加える。

尙書僕射・尙書左右丞某甲、死罪死罪。某事云云。參議以爲宜如是。〔死罪死罪〕⁽⁷⁵⁾
 事諾^(可)奉^(行)。

〔門下位〕

某年月日。某曹上^(奏)。

〔尙書官署〕

右^(左)牋^(牒)準^(於)啓事年月〔日〕右方、關^(門)下位。及^(尙書官署)〔如^(常儀)〕其言^{(選事者、依^(舊)不^(經)它官。)}⁽⁷⁶⁾

この牋儀は宋の文帝が東巡するに際し、元嘉二十六年（四四九）、有司が上奏したものである。したがってこの書式は、皇太子・劉劭の監國時のものであつて、皇帝に對する上奏呈式とは多少異つてゐる。皇帝に對する場合は、「諾」・「上」の語は（ ）で示したように「可」・「奏」であつたと推定される。⁽⁷⁸⁾この牋儀で最も注目すべきことは、その注に「其言^{(選事者、依^(舊)不^(經)它官。)}」と明記されてゐることである。この它官を門下省に比定し、選事の場合は門下省を経ないで尙書から直接皇帝に上奏するものとつとに（一九六四年）推察してゐたのは、大庭脩氏であつた。⁽⁷⁹⁾よつて前掲牋儀は、選事の場合には〔門下位〕は記入されないことになる。したがつて人事に係わる上申文書・資三・六が、一般行政の上申文書と相違して門下を経由しないとした先の私見は、その政權のレベル（郡府・王府）の差を越えて宋の牋儀と一致することになる。そこで直接上申・上奏を擔當した功曹史と功曹書佐が、吏部尙書のごとく選事に關與する職掌であつたことを示してそれをさらに補強しておきたい。

功曹史は郡・縣府⁽⁸⁰⁾と軍府に⁽⁸¹⁾、功曹書佐は州・郡府等に配置された僚屬であるが、高昌郡府とそれから發展した高昌在地政權の文書（資三・資六）を對象とする今は、郡府のそれを中心に考察を進めてよからう。功曹史が郡府の諸曹を統轄し郡政を總理する職掌を持つことは、すでに述べたが、その中でも重要なそれは、

郡毎に太守一人を置く。……皆諸曹掾史を置く。本注に曰く、諸曹はほぼ公府の曹のごとし。東西曹なく功曹史あり

て、選を主り功勞を署る。〔『續漢書』卷一八百官志五〕

郡の官屬はほゞ公府のごとし。東西曹なく功曹史ありて選舉を主る。〔『宋書』卷四〇百官下〕

とみえるものである。これに勞幹・嚴耕望兩氏の蒐集した職務の實例を併せれば、⁽⁸³⁾功曹史が郡の選舉と僚屬の選用・黜免を掌握し、郡の人事權を握っていたことは明らかである。

功曹書佐が郡に配置され、これが功曹史の直屬の吏であつたことは、嚴氏が『晉書』卷二四職官志の

郡は皆太守を置く。また主簿……小吏、五官掾、功曹史、功曹書佐、循行小史、五官掾等の員を置く。

を引いて示したところである。⁽⁸⁴⁾この郡の功曹書佐の職掌を明文化した資料は見出し難いが、州のそれについては、『通典』卷三三職官一四州佐の條に、

功曹書佐一人。選用を主るは漢制なり。……晉以來功曹を改めて西曹書佐となす。宋に別駕・西曹ありて吏及び選舉を主る。即ち漢の功曹書佐なり。

とみえる。よつて郡の功曹書佐の職掌も、州の功曹書佐のそれに等しく、功曹史の下屬として郡の人事を同様に掌つたものと推察がつく。事實、次に示す文書、即ち

資七 功曹下田地縣符爲以孫孜補孝廉事〔『文書』一、八七頁・75 TKM 96〕

(1) 田地縣主者、今以孫孜補孝廉、符到

(2) 奉行。

(3) 功曹書佐

「王規」

は、北涼高昌郡の功曹書佐、王規が郡下の田地縣の主者（責任者）に對し、孫孜を孝廉に補せと命じた符であり、こうした郡の功曹書佐の職責をよく示している。なお張氏高昌國時代と推察した資六に、郡府と同様に功曹史と功曹書佐がみえ

るのは、高昌國が高昌郡一郡にのみ立脚して成立した歴史的経緯と、郡と國との僚屬に大差がなかったことを考慮すれば、理解し難いことではなからう。

以上述べたところを総合すれば、資三・六は人事に関する上申・上奏文書であるがゆえに門下を経由せず、人事擔當官の功曹史・功曹書佐から直接に上申・上奏されたと結論してよからう。よって闕爽政權下の資三が、一見北涼高昌郡時代の上申文書と呈式が異ってみえたのは、一般行政上の上申と人事に関する上申の單なる文書呈式の相違に過ぎず、決して闕爽が郡府以上の政權を組織したためではなかったことになる。そしてこの結論に立脚する限り、闕爽は自立後も太守以上の稱號を採用したとは考え難く、王と傳える文獻は何らかの誤解あるいは誤傳とみてよからう。⁽⁵²⁾

三 建平紀年の奉用と闕爽政權——建平五・六年文書の検討——

吐魯番出土紀年文書にみえる建平が、闕爽時代のものであると最初に推定したのは、唐長孺⁽⁸⁶⁾・吳震⁽⁸⁷⁾兩氏であった。その建平紀年文書は、兩氏依據のものを含めて、現在次の六點が知られている。

表二 吐魯番出土建平紀年資料一覽

西 曆	紀 年	資 料 名
四四一	〔緣禾十年〕	表一、K・L參照
	M 建平五年 ⁽⁸⁸⁾	祠□馬受屬(『文書』一、一二九頁)
	N 建國□年 ⁽⁸⁸⁾	兵曹下高昌橫截田地三縣符爲發騎守海事(『文書』一、一三一～二頁)
	七月	
	九月	

四四二	O 建平六年 P 建平六年	正月 閏月 田地縣催諸軍到府文書(唐⑦、一九頁) 張世容隨葬衣物疏(「文書」一、一八四頁)
?	Q 建國某年 R 建平紀年	按賁配生馬帳(「文書」一、一五六頁) 六朝寫經(王樹枏『新疆訪古錄』卷一、九頁)

唐氏はこれら建平五・六年文書を、あくまで推測としつつも、當時高昌を占領し太守を稱していた闕爽が、王を號して建平と改元したためか、と疑った。⁽⁸⁶⁾ 吳氏は二つの假説をたてた。闕爽は緣禾六年(四三七)秋に建平と改元、しかし北涼が夏・北魏兩國の紀年を奉用したように改元後も自己紀年の使用を留保し、緣禾を奉じた場合(K緣禾十年文書)もあったとするのが一説。⁽⁸⁷⁾ もう一説は、四三七年十一月、北魏より武威公主の降嫁、母妻の太后・王后號の認可を得、河西王位の公式の認承を獲得した牧犍が、太縁から建平へと改元、四三九年の北涼滅亡後も無諱がその建平を繼承したとする前提下に、建平五年(四四一)に無諱と何らかの關係が生じた闕爽が、彼の建平を奉用したとするものである。⁽⁸⁸⁾ この後説を補足のうへ支持したのが町田氏であり、その後説の前提を、建平はむしろ牧犍が反北魏的立場を明確にしたことによる改元であり、かつその改元年次も四三七年正月であると改訂のうへで批判的に繼承したのが關尾氏であった。⁽⁹⁰⁾

これら四氏五説の成立過程において、建平五・六年が、緣禾十年に續いて闕爽政權で使用された紀年であることは、すでに充分な論議が盡された。したがって、建平が闕爽自建の紀年か否か、この二分した見解を再考し、より妥當性の高いそれへと少しでも高めることが残された課題となろう。そこで闕爽が、王を號し自らが建平と改元していた事實が存在するのか、この點を闕爽政權で作成された建平紀年上申文書の呈式にまず問うてみよう。はたして王府にふさわしい上申呈式が整えられているであろうか。

資八 建平五年（四四一）祠□馬受屬へM・75 TKM 91〈

(1) □□ 疆、張軒得、范□□、宋奉國。

(2) □□ 康生、蔡宗、宋□疆、

(3) □□ 馬定明等、在□□役。屬至

(4) □□ 白

(5) 諾 建平五年七月廿一日祠□馬受屬

(8) 主簿「麥」 五官「龍」

(9) ○○○○

この屬と呼ばれる文書の作成手續については今一つ明確にし難いが、留意すべきは「白」(4)とそれに呼應する「諾」(5)の使用であろう。これはかつて麴氏高昌國の上奏文書によって指摘した「奏」と「諾」との對應、即ち王に對する上奏とそれを認可する王の書諾の語と異っている。むしろそれは、資四・五の郡府上申文書にみえる「白」と、門下の指示文言「事諾^{シテ}奉行^ハ」によって伺える太守の書諾の語「諾」とよく呼應する。したがって「白」に呼應するこの文書の「諾」は太守のそれと想定され⁽⁹¹⁾、この文書は太守クラスの府で作成されたものとみてよからう。それはまた、主簿・五官の郡府僚屬の署位によっても裏付けられる。

資九 建平^(五)□年⁽⁸⁸⁾（四四一）兵曹下高昌横截田地三縣符爲發騎守海事へN・75 TKM 91〈

（前 缺）

(1) □□ 一人自乘所□□ 自乘□□、

(2) 隤^(地)杜福、帛午、任□三人乘所配馬。田□

(3) 三騎、通身合七騎、次往海守十日、以休領。

- (4) 兵曹□趙苕、史尊興□
 (5) 羅人□□右、請下縣蓮⁽⁹²⁾
 (6) 東部督□、橫截縣主者⁽⁹²⁾
 (7) 海守十日、高昌三騎、田^(地)
 (8) 七騎、起□□十五日尅遣⁽⁸⁸⁾
 (9) 乃下符□□休詣田地縣□
 (10) 案奉行。

(11)

國□□簿^{(曹)(主)}

「訣」

(12)

建^{(平)(五?)}□□⁽⁸⁸⁾九月十二日白

(13)

(功曹史)

「悅」

(14)

□

「□」

(15)

典軍主簿

「瑩」

(16)

五官

「滂」

(17)

典軍

「遺」

(後 缺)

この文書は、兵曹掾・史の趙苕・尊興が兵曹の統轄者・典軍主簿を通じて高昌・横截・田地三縣に符を下して記名された守海（田地城南の大海の守備）⁽⁹³⁾の騎兵を發することを、功曹史等の署位と校曹主簿の指示を得て上申したものである。この呈式は資四・五の郡府の上申文書と同一であり、よってこの建平文書も郡府クラスのものとして断定して誤らない。したがって以上二點（資八・九）の建平紀年上申文書の呈式から判斷すれば、闕爽が太守クラスを越えて王を號し、王府を組織

していたことはまずありえない。また同時にそのことは、自立したとはいえずではなく太守クラスであった彼が、獨自に建平而建つた可能性をも否定するものであらう。⁽⁹⁴⁾よって現在五・六年に限って出土している建平紀年文書は、闕爽が他の政權の建平紀年をその五・六年に限って奉用したと推定するのが妥當であり、吳氏後説と町田・關尾兩氏の説、即ち闕爽は無諱が牧犍より繼承していた建平紀年をその五年の時點(四四一)で奉用したとする推定が重視されることになる。そこで當時の闕爽と無諱がどのような情勢下に置かれていたのか、續いてこの點を整理してみよう。

四三九年秋、北涼は滅亡し牧犍は北魏に捕らえられたが、無諱は西に退いてなおも敦煌を保ち、翌年には酒泉を抜いて北魏との對峙を續けた。しかし北魏が元健を派遣するに及んで無諱は和を請い、四四一(建平五)年正月、北魏より酒泉王に封じられた。がその四月、敦煌にあった沮渠唐兒が無諱に反した。無諱は沮渠天周を酒泉に留めてただちに唐兒を征討したものの、北魏はこの機を捉えて攻撃を開始し、同年十一月に至って酒泉は北魏の手に陥ちた。⁽⁹⁵⁾北魏の優勢が決定的となったその十一月、無諱は西のかた流沙を度ることを決意し、安周を鄯善に先發させることになるが、その後の經緯を『資治通鑑』卷一二四によって示すと次のようになる。

(四四二(建平六)年)夏四月、沮渠無諱は萬餘家を將いて敦煌を棄て、西のかた沮渠安周に就く。いまだ至らざるに鄯善王比龍は、これを畏れてその衆を將いて且末に奔る。その世子は安周に降る。無諱は遂に鄯善に據るも、その士卒の流沙を経て渴死するものは太半たり。……沮渠牧犍の亡びるや涼州人闕爽は高昌に據り、自ら太守を稱す。唐契は柔然の逼るところとなり、衆を擁^擁ぎて西のかた高昌に趨りその地を奪わんと欲す。柔然はその將・阿若を遣わしてこれを追撃し、契は敗死す。契の弟の和は、餘衆を收めて車師前部王の伊洛に奔る。時に、沮渠安周は、横截城に屯す。和は攻めてこれを抜き、また高寧・白力二城も抜き、使を遣わして魏に降るを請う。(五月……秋七月)唐契の闕爽を攻めるや、爽は使を遣わし詐りて沮渠無諱に降り、これと共に契を撃たんと欲す。八月、無諱、其の衆を將い、高昌に趨く。至るに比^おびて契は已に死し、爽は門を閉じてこれを拒^拒む。九月、無諱の將衛興奴、高昌を夜襲し、

その城を屠り、爽は柔然に奔る。

この記載の中に一カ所整合性を缺く箇所がある。それは夏四月の條に、鄯善王比龍の世子が安周に降ったことと、高昌の横截城⁽⁹⁶⁾(Kharad)にあった安周が唐和にその城を抜かれたことを同時に擧げていることである。四月鄯善に居た安周が同時に高昌に在ることは、別人でなければありえない。彼が當時鄯善に居たことは、『魏書』卷九八沮渠蒙遜傳・『宋書』卷九八氏胡傳雙方に記載があり、無諱が關爽の要請を受けて八月に高昌に向う以前、すでに安周が高昌に居たとする『通鑑』の記載には無理があろう。これはおそらく司馬光が『魏書』卷四三唐和傳の

蠕蠕は部帥の阿若を遣わし、騎を率いて和を討つ。白力城に至る。和は騎五百を率いて先に高昌を攻め、契は阿若と戦いて歿す。和は餘衆を收めて前部王國に奔る。時に沮渠安周は横截城に屯す。和は攻めてこれを抜き、安周の兄の子の樹を斬り、また高寧・白力二城に克ちその戍主を斬る。

とある「時に」以下の事件を、前後一續きの時間差のないそれと理解し、そのまま『通鑑』に記載したことによるものであろう。したがって諸資料との整合性を重視すれば、次のように整理すべきではなからうか。

四四二年四月、伊吾にあった西涼の餘衆、唐契と唐和は、柔然の壓迫を受け高昌に向った。關爽はこれを鄯善にいた無諱に告げて援助を求め、八月、これに答えた無諱は安周と共に焉耆を経て高昌に赴いたが、彼等がこの地に達するまでに契は柔然の追撃を受けて陣歿し、⁽⁹⁷⁾残った唐和は前部王・車伊洛の下に奔っていた。もはや援軍を必要としない關爽は高昌城を閉じて無諱・安周を拒んだが、かえって無諱に圖られて城を失い、柔然へと逃れることとなった。おそらくこのころ安周は横截城に據ったのであろう。そしてこの間に車伊洛の下で體制をたてなおした唐和が、伊洛と共に沮渠氏の勢力下にあった横截・高寧⁽⁹⁶⁾(Toyuk)・白力⁽⁹⁸⁾(Pician)三城を抜いたものと思われる。⁽⁹⁹⁾もしこの整理に無理がなければ、四四二年四月當時、安周が高昌の地にあって關爽と共に唐契・唐和に對處していたことはありえず、よって唐和傳を根據に、無諱が四四二年九月、高昌に到着する以前に關爽が無諱の勢力下にあり、ために無諱の建平を五・六年(四四一〜二)と奉

用していたとみるのは妥當でないことになろう。しかも關爽が無諱に援助を求めた際「詐りて降った」(『魏書』沮渠蒙遜傳)ことを重視すれば、少くとも四四二年八月までは關爽が無諱の勢力下にあったとは考定し難いことから、先の推定は一層補強されよう。

ところで敦煌にあった無諱と安周は、勢力を失いつつあったとはいえ少なくとも五千人と萬餘衆を合せた大衆團をなおも率いていた⁽¹⁰⁰⁾。しかしその衆團は餓えに苦しみ、無諱・安周は逼りつつある北魏軍を前になんらかの對處を餘儀なくされていた。その衆團を無諱はさらに條件の惡化が豫想される鄯善へと導くことになるが、それにはやはり何らかの事情があつてのことに相違ない。當時の無諱が伊吾方面に退路を求められないのは、北涼が滅亡させた西涼の餘衆がなお伊吾にあって餘力を保ち、そのリーダー唐契は柔然から伊吾王に封じられていたこと⁽³⁴⁾によって容易に察しがつこう。がしかし敦煌から高昌の田地城(柳中・Lukuchun)に直接赴く大海道は、恩生遣使に伺えるように難路とはいえ當時は通じていたはずである。⁽²⁷⁾にもかかわらず無諱が、高昌に退地を求めえなかったのは、關爽の同意を結局得ることができなかった、そのような一案も頭に浮ぼう。四四一年十一月、酒泉が陥落しいよいよ窮地に追い込れるまで無諱が退路を鄯善と決定したのも、また同年九月と推定した資九が、無諱のいる敦煌から通ずる田地城南の大海の守備(關爽の無諱に對する守備⁽⁹⁾)を傳えているのも、あるいはこうした背景の中で理解すべきことかも知れない⁽¹⁰⁾。

さて關爽が無諱に降つていないとすれば、なぜ彼は無諱と同じ建平を奉じたのであろうか。この問題も一つの見通しをたてておかなければならない。表二に示したように關爽は、四四一年三月から九月の間に緣禾十年を建平五年と改めた⁽⁹⁵⁾と推定される。この期に關して注視すべきことは、やはり同年正月、無諱が北魏より酒泉王に封ぜられたことではなからうか。というのは、無諱が牧犍から繼承した建平をこの冊封に係りなくあえてその後も使用したとしても、緣禾(延和)・太緣(太延)紀年の奉用の例や當時の北魏の國力に照して、國際社會の中ではもはや建平が、無諱の正規の紀年として認承されることはなかったであらうから。もしこの推定が妥當であるならば、太守以上の稱號を控え北涼高昌郡を維持したば

かりか、北涼の王・牧健の縁禾紀年を奉じ續けていた闕爽こそ、四四一年時の國際社會の中では、唯一の北涼の後繼者として残ったことになる。しかも同年四月には無諱は北魏の攻撃を再び受け⁽⁹⁵⁾、なおかつ先の推定によれば高昌への退路は闕爽によって拒否され、彼の窮状はほぼ決定的であった。こうした中、北涼唯一の後繼と自覺した闕爽が、無諱ではなく牧健の建平を繼承することに踏切り、縁禾十年を建平五年と改めた、そのようには考えられないであろうか。もちろんこの私見は、吳・町田・關尾三氏の言う闕爽（太守）と無諱（王）の關係下に建平を奉用したとする推定を否定するほどの説得力はない。したがって、もう一つの思考可能な試案としてここに提示し、批判を仰ぎたい。

おわりに

北涼の滅亡前夜から北魏と柔然の對立に至る五世紀中葉の緊迫した國際社會の中で、闕爽政權のような小政權がともかくも七年間に亘って存續可能であったのは、やはりそれなりの理由があつてのことであろう。すでに明らかにしたように自立していたとはいえ闕爽は、王を稱さず、自建の元號も建てず、太守クラスの地位と他の政權の紀年の奉用に終始した。獨立した政權としてはあまりに不自然なこのありようこそ、こうした疑問に答えるものではないだろうか。そこで闕爽はなぜにこのような政權形態をとったのか、あるいはとらざるをえなかったのか、その要因を探って少しでも妥當性の高い見解へと近づけておきたい。

四三五年、北涼勢力の後退を機に闕爽は自立した。それは、北涼の導く北魏の西域遣使を捕捉するため、柔然が介入していた北涼高昌郡における出來事であつた。しかし文獻資料が闕爽自らが立つたと明言しているように、介入した柔然が彼を擁立して政權を樹立させたものではなかった。しかも柔然は、闕爽が自己の勢力下にあり、なおかつ西涼の餘衆・唐契を伊吾王とした前例⁽³⁴⁾があつたにもかかわらず、彼を王には封じなかった。

ところで柔然にとつて北魏の西域遣使は、先に述べたように對北魏外交を一轉させるほどその國益に反するものであつ

た。したがって北魏に與しその西域遣使を導いた北涼に對しては、柔然は當然強い報復をとってしかるべきであったと思われる。事實、高昌郡への介入もその一環をなしていたはずである。しかし柔然が、介入したその高昌郡でとった行動は、先述のごとく決して強力なものではなく、占領政策と呼べるほどの積極性は伺いえなかった。それはなぜであろうか。筆者はその要因を、柔然の北涼に對する外交的配慮に見出そうと思う。

北魏の力が現實に河西・西域に及ぼうとするなかで、柔然・北涼兩國の對北魏上の利害が、以前にもまして一致をみたことは、もはや説明を必要としない。したがって柔然は、たとえ北涼が一時的に北魏に與する行動（北魏西域遣使の誘導）をとったとしても、北涼との關係を完全に損うまでの報復は避けなければならなかったはずである。その柔然の外交的配慮が、占領も可能な高昌郡を自己の勢力下に直接置かず、あえて在地勢力の掌握に委ねさせた、つまり同地をたとえ名目の上であつても柔然・北涼兩國が共に領有しないこと（緩衝地）とする消極策として具現化させた、そのようには考えられないであろうか。一方北涼にとっては、これは高昌郡が柔然には奪われなかったことになるものの、實質はその地を失ったことには變りなく大きな痛手であつた。しかし北魏との對決を回避しえない現實の中では、北涼は柔然の配慮を汲んでこれを甘受せざるをえなかったであろう。

もし以上のような推察が許されるとすれば、闕爽はこのような柔然・北涼兩國の思惑に大きく規制されたことになる。彼が王を稱し改元すれば、北涼高昌郡は消滅し北涼からの離脱は明白とならうし、柔然の配慮も無に歸するはずである。したがって闕爽がその政權の存續を圖るためには、兩國の思惑に抵觸しない方法を選択しなければならなかった。この苦惱の選擇の歸結が、高昌郡の統治形態と紀年を維持して改めないことであつたと筆者は推察する。とすれば、推察ながらも闕爽の緣禾紀年の踏襲に一つの理由を見出したことになる。またこの推察は、建平紀年の理解にも示唆を與える。諸説のように闕爽が無諱との關係を生じて彼の建平を奉用したと考えるのであれば、高昌郡は北涼の餘裔とはいえ現實に實在している他の政權（無諱の政權）の勢力下に入ったことになる。先述の柔然の外交的配慮を思えば、柔然がこのような

狀況を等閑視したとは考え難い。唐契・唐和を追撃して直接高昌に介入した當時の柔然の國力から推しても、これは疑問が多い。とすればすでに實在しない政權（牧犍の政權）の建平の奉用とみる私見は、建平の奉用が闕爽の獨立や柔然からの離脱を意味せず、柔然の外交的配慮と抵觸しない點で理解しやすいといえよう。

以上によって、高昌國と高昌郡の狹間に成立した闕爽政權の考察を終える。緣末・建平紀年の奉用に闕爽の才智と苦惱をみたするのは、いささか思い入れが過ぎようか。

文獻略號表（註の文獻の檢索は、「文獻略號表」の略號下の通し番號①～⑨によるものとする）

I (i) 新出土緣末五・六・十年文書（C・J・K・L）未見の緣末・建平紀年研究

黃① 黃文弼『吐魯番考古記』（中國社會科學院）北京、一九五四年。

史② 史岩「酒泉文殊山的石窟寺院遺跡」『文物參考資料』一九五六年七期。

メンシン③ Л. Н. Меньшиков и др.: Описание Китайских Рукописей Дуньхуанского фонда Института Народов Азии. Вып. II. Москва, 1967.

新博④ 新博「吐魯番縣阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」『文物』一九七二年一期。

新博⑤ 新博「吐魯番縣阿斯塔那—哈拉和卓古墓群發掘簡報（一九六三—一九六五）」『文物』一九七三年十期。

王⑥ 王毅「北涼石塔」『文物資料叢刊』一、一九七七年。

唐⑦ 唐長孺「從吐魯番出土文書中所見的高昌郡縣行政制度」『文物』一九七八年六期。

胡⑧ 胡如雷「幾件新疆出土文書中反映的十六國時期租佃契約關係」『文物』一九七八年六期。

『文書』①⑨ 國家文物局古文獻研究室・新博・武漢大學歷史系「吐魯番出土文書」第一冊（文物出版社）北京、一九八一

年。

白須^⑩ 白須淨眞「吐魯番出土文書 第一冊」—その紹介と紀年の考察—『書論』一八號、一九八一年。

朱^⑪ 朱雷「出土石刻及文書中北涼沮渠氏不見于史籍的年號」『出土文獻研究』（文化部文物局古文獻研究室・文物出版社）北京、一九八五年六月。なお本論は一九八二年成稿のものである。池田溫先生から提供を受けた。記して謝意を表す。

侯^⑫ 侯燦「北涼緣禾年號考」『新疆社會科學』一九八一年一期。

侯^⑬ 侯燦「西晉至北朝前期高昌地區奉行年號之探討」『考古與文物』一九八二年二期。

唐^⑭ 唐長孺「吐魯番出土文書中所見的高昌郡軍事制度」『社會科學戰線』一九八二年三期。

I (iii) 新出土緣禾五・六・十年文書使用の緣禾・建平紀年研究

池田^⑮ 池田溫「中國における吐魯番文書整理研究の進展—唐長孺教授講演の紹介を中心に—」『史學雜誌』九一編三號、一九八二年。

唐^⑯ 唐長孺「新出吐魯番文書發掘整理經過及文書簡介」『東方學報』五四冊、一九八二年。

文管〈柳〉^⑰ 新疆吐魯番地區文管所「吐魯番出土十六國時期的文書—吐魯番阿斯塔那三八二號墓清理簡報—」（執筆・柳洪亮）『文物』一九八三年一期。

吳^⑱ 吳震「吐魯番文書中の若干年號及相關問題」『文物』一九八三年一期。

朱^⑲ 朱雷「吐魯番出土文書中所見的北涼『按貲配生馬』制度」『文物』一九八三年一期。

町田^⑳ 町田隆吉「五世紀吐魯番盆地における灌漑をめぐる吐魯番出土文書の初歩的考察—」（佐藤博士退官記念中國水利史論叢）（國書刊行會）一九八四年。

柳^㉑ 柳洪亮「吐魯番出土文書中緣禾紀年及有關史實」『敦煌學輯刊』一九八四年一期。

關尾^②・關尾史郎『緣禾』と『延和』のあいだ―『吐魯番出土文書』劄記(五)―『紀尾井史學』第五號、一九八六年。

關尾^③ 關尾史郎『建平』の結末―『吐魯番出土文書』劄記(四)―(未發表稿)

II その他の引用文獻略號

白須・萩^④ 白須淨眞・萩信雄『高昌墓塚考釋』(一)『書論』一三號、一九七八年。

白須^⑤ 白須淨眞『高昌墓塚考釋』(二)『書論』一九號、一九八一年。

内田^⑥ 内田吟風『第五世紀東トルキスタン史に關する一考察―鄯善國の散滅を中心として―』『古代學』十卷一號、一九六一年。

内田^⑦ 内田吟風『柔然時代蒙古史年表』『北アジア史研究 鮮卑柔然突厥篇』(同朋舎)、一九七五年。

松田^⑧ 松田壽男『古代天山の歴史地理學的研究 増補版』(早稻田大學出版部)、一九七〇年。

嶋崎^⑨ 嶋崎昌『隋唐時代の東トルキスタン研究』(東京大學出版會)、一九八三年(第二刷)。

周^⑩ 周偉洲『敕勒與柔然』(上海人民出版社)上海、一九八三年。

侯^⑪ 侯燦『新發現の高昌王闕首歸和麴嘉年號考』『西北史地』一九八四年一期。

柳^⑫ 柳洪亮『十六國時期高昌郡水利考』『新疆社會科學』一九八五年二期。

大庭^⑬ 大庭脩『魏晉南北朝告身雜考―木から紙へ―』『史林』四七卷一號、一九六四年。

白須^⑭ 白須淨眞『麴氏高昌國における上奏文書試釋』『東洋史苑』二三號、一九八四年。

陳^⑮ 陳仲安『麴氏高昌時期門下諸部考源』『敦煌吐魯番文書初探』(武漢大學歷史系魏晉南北朝研究室・武漢大學出版社)一九八三年。

九八三年。

祝^⑯ 祝總斌『高昌官府文書雜考』『敦煌吐魯番文獻研究論集』(二)(北京大學中國中古史研究中心・北京大學出版社)、一九八

三年。

嚴(一)・(二)・(三)・(四) 嚴耕望『中國地方行政制度史』(一)・(二)・(三)・(四) (中央研究院歷史語言研究所) 臺北、一九六三年・一九七四年。

新博 新疆維吾爾自治區博物館

⑤・⑥・⑦ 寫眞・録文・拓本

註

- (1) 『魏書』卷二〇一、高昌傳。『梁書』卷五四、高昌傳。
- (2) 白須・萩②、一八三～五頁參照。
- (3) 文獻略號表Ⅲ。詳しくは本文に後述。
- (4) 本稿は、内陸アジア史學會(一九八五年十一月八日、於早稻田大學)における同題の發表を、學會當日の關尾史郎・荒川正晴氏の示教、及び後日拜受した關尾氏の初稿時の論考と未發表稿各一篇(關尾②③)を得て加筆・修正したものである。ここに記して深い謝意を表する。
- (5) 文獻略號表Ⅰ。特に白須⑩、一五一～三頁・關尾②、九頁の註(1)を參照。
- (6) 表一參照。『文書』一、一二七～八頁。
- (7) ④⑤ メンシコフ③、二二〇～一・六六一頁。高昌書寫であること及び本文書の研究成果は、白須⑩、一五三頁を參照。
- (8) ④ 史②、五六頁・王⑥、一八四頁。④王⑥、一八一頁。
- (9) ④⑤ 黃①、二六頁・圖九。本文書の研究成果は、白須⑩、一五二頁參照。
- (10) ④⑤ 王⑥、一八二・一八〇頁。白須⑩、一五二頁參照。
- (11) この義和三年と緣末三年との間隙に太緣紀年が入り込む可能性については、町田②、一四九頁の註(48)を參照。
- (12) 『文書』一、九七頁・白須⑩、一五二頁・朱⑪、二〇八頁・吳⑬、二九頁・町田②、一三七頁・關尾②、四頁。
- (13) ⑭ 白須⑩、一五二頁。本文行論の過程で明らかとなろうが、緣末・太緣紀年併存の事實を重視せず、あるいは看過して吐魯番出土文書の紀年を論ずることは妥當でない。よってこれに該當する論考(侯⑫⑬、朱⑪)は、本稿では直接的言及を避けてある。
- (15) 文管〈柳〉⑭。
- (16) 町田②、一四九頁の註(49)。
- (17) 文管〈柳〉⑭、二五頁。
- (18) ⑭ 町田②、一三七～九頁。
- (20) 吳⑬、三〇頁。
- (21) 吳⑬、三一頁。
- (22) 柳②・關尾②。
- (23) 唐長孺「高昌郡紀年」『魏晉南北朝隋唐史資料』(武漢大

學歷史系魏晉南北朝隋唐史研究室)。未見。

(24)(25)(26) 柳②、五二～四頁。

(27) 當時、伊吾には北涼が滅亡させた西涼のその餘衆・唐契が柔然の勢力下に伊吾王として勢力を保持(註(34)参照)しており、北涼がこの地を経由して高昌郡を經營していたと推察することには疑問がある。むしろその經營ルートは、敦煌から高昌の田地城(柳中)に直接通じる大海道(新道・柳中路)を重視すべきではなからうか。そしてこのルートこそ、柔然の勢力を避けて高昌に向わんとした恩生が通ったそれと筆者は推察する(なお、それが失敗したのは、本文に後述するように柔然が高昌郡に介入をしたため)。このルートについてはなお詳考が必要ではあるが、嶋崎昌氏の「西域交通史上の新道と伊吾路」(嶋崎②)は有益である。

(28) 關尾②、五頁。

(29) 關尾②、九頁の註(25)。ただし「胡賊」の「胡」に限定すれば、蔑稱としての意味合いはそれほど強くはなかったと思われる。王樹民『「五胡」小議』『文史』二二、一九八四年、二四九頁。

(30) 祝③、四八一頁。

(31) 文管〈柳〉⑦、二二頁。朱⑨、三七頁。

(32) 町田②、一三七頁。吳・關尾兩氏も同様と推察される。吳③、三一頁。關尾②、五頁。

(33) 『資治通鑑』卷一二四(宋紀六、文帝元嘉一九年四月の條は、闕爽を「涼州人」と傳え、また『元和姓纂』卷九・「廣韻」去聲卷四の闕の條も闕姓を齊の闕止の後裔とみていること

ことから漢人と考えてよからう。

(34) 「李氏爲沮渠蒙遜所滅、和與兄契攜外甥李寶避難伊吾、招集民衆二千餘家、臣於蠕蠕(柔然)。蠕蠕以契爲伊吾王。」

『魏書』卷四三、唐和傳)

(35)(36) 「河西王國の殘黨と東部天山」松田②、一四五頁。

(37) 王國維「西胡考」上下・「西胡續考」『觀堂集林』、一九五九年。唐長孺「魏晉雜胡考」『魏晉南北朝史論叢』、一九五七年。周一良「北朝的民族問題與民族政策」『魏晉南北朝史論集』、一九六三年、「四種胡」の項。王樹民、前掲註(29)論文。

(38) 吐魯番吐峪溝出土「優婆塞戒經」卷七(⑤)『西域考古圖譜』、一八)の跋文に

歲在丁卯(四二七年)夏四月廿三日、河西王世子撫軍將軍・錄

尚書事大且渠興國、與諸優婆塞等……

とみえるのは、北涼の世子・興國の自稱である(ただし、出土寫本は、原寫本よりの書寫本)。これによって北涼の支配者層が「大且渠」と號していたことが確認されよう。また高昌國にあったこの北涼沮渠氏の餘裔の安周や封戴も同様に「大且渠」と號していた(拙稿「高昌墓磚考釋」(一)『書論』一四號、一九七九年、一八〇頁・一八三～六頁)ことは、これを補足するに充分であらう。なお「白雙旦(氏)造經石塔願文」〈表一A〉には「大沮渠」とみえるが、これは北涼の民間人の使用例である。

(39) とすれば『魏書』卷九九、沮渠蒙遜傳の文頭に「胡沮渠蒙

遜」とあるのも参考となろう。またこの視點に立てば、關尾氏が「白雙旦（氏）造經石塔願文」へ表一Aの「涼故大沮渠緣示（禾）三年」の「故」を「胡」と疑ったことは、重視しなくてはならない。關尾②、五頁。示された拓本圖では「胡」よりは「故」に近いが、原石を確認する必要度は高い。王⑥、一八一頁の圖八。

(40) 以上の根據は、『魏書』卷三、太宗紀・同卷四上、世宗紀・柔然資料輯錄（中國科學院歷史研究所資料叢編）、一九六二年・内田⑦・周⑩。

(41) 内田⑥、五頁。

(42) 「天山地區における蠕蠕の動き」松田②、一四三頁。

(43) 船木勝馬「魏書西域傳考―成立と補綴と復原―」『東洋史學』二、一九五一年、六五頁。同「魏書粟特國傳をめぐる諸問題」『東洋大學紀要』八、一九五四年、九二―三頁。

(44) 本論八一頁参照。

(45) 周偉洲氏は伊吾附近での捕捉を考えるが、同地には反北魏勢力・柔然の下に、反北涼勢力としての唐契が存在しており（註34参照）、牧健が當初より捕捉を承知の上で恩生を同地へと導いたとは考え難い。周⑩、一一八頁。

(46) 『魏書』卷四上、世祖紀延和二年的條。同書卷九九、沮渠蒙遜傳。

(47) 内田⑥、八頁。余太山「柔然與西域關係述考」『新疆社會科學』一九八五年四期、七〇頁。

(48) 『宋書』卷九八、氐胡傳（且渠蒙遜）、景平元年八月の項参照。

(49) 町田②、一三九頁。

(50) 關尾②、九頁の註(25)。

(51) 『魏書』卷一〇一、高昌傳。同書卷九九、沮渠蒙遜傳。

『資治通鑑』卷一二四。『周書』卷五〇、高昌傳。

(52) 「高昌國、闐氏爲主、其後爲河西王沮渠茂度弟無諱襲破之、其王闐爽奔于丙丙（柔然）。」（『梁書』卷五四、高昌傳）とあるのがそれ。前半では主、後半では王としている點は統一性を缺き、いずれかが誤傳の可能性がある。主と王の誤傳の例は、白須②、一六〇頁参照。

(53) 『宋書』卷九八氐胡傳。

(54) 町田②、一三三頁。

(55) 町田②、一三二頁。

(56) 眞興は北涼が夏の紀年を奉用したものである。これについては、白須②、一五〇頁・關尾史郎「北涼政權と『眞興』奉用」『東洋史苑』二一號、一九八二年を参照。

(57) 陳⑤、二五頁。

(58) 唐⑦、一五―六頁。

(59) 嚴③⑦、二七〇・二七四頁。陳仲安「關於魏晉南北朝門下省的兩箇問題」『中國古代史論叢』一九八二―三、一四頁。

(60) 陳⑤、二五頁。

(61) 唐⑦、一七頁。

(62) 唐長孺氏は、典軍主簿を主簿の分職で兵書や軍事關係のことを專管するものと推定し、よってその關係文書に連署があると説明する。唐⑦、一七頁。唐⑭、一五七頁。陳仲安氏は、軍事の責を負うこの典軍主簿は、郡府の兵曹掾史のかつての

地位に取って代ったものと推定する。陳³⁵、二五頁。

- (63) 「奏」・「白」が上申の文言であることは、侯³¹、六〇頁・町田²⁰、一四三頁・白須³⁴、二二～三頁。

- (64) 祝³⁶、四八三頁。

- (65) 文管〈柳〉¹⁷、二二頁。

- (66) 唐¹⁴、一五七・九頁。

- (67) 唐¹⁴、一六三頁の註(12)。

- (68) 町田氏は諸説を整理する。氏自身は四九〇年説を一應是とする。町田²⁰、一四三頁。その後の四〇六年説としては、祝³⁶、四七〇頁・柳³²、一一四頁がある。

- (69) 白須³⁴、一六三～四頁。白須¹⁰、一五八～九頁。

- (70) 中村裕一氏の「口敕」の解釋に照せば、「口令」は口頭で傳達された令を示すのではなく文書による傳宣であると推察される。同「唐代の敕について(4)―口敕―唐公式令研究¹²」『武庫川女子大學文學部史學科史學研究室報告』三、一九八四年、六頁。

- (71) これは『西涼建初一二年(四一六)敦煌郡戶籍(S・113)』にみえる「散」と共通するものであろう。この「散」の解釋には諸説があるが、常職(定った職掌)のない者とする陳垣氏の説を支持された池田溫氏の見解が、職掌のない翟定に平水を授與するという點で理解しやすい。同『中國古代籍帳研究 概観・録文』、三六頁・²⁸ 一四六～八頁。ただし、西涼籍の「散」との一致を以って、資六をただちに西涼時代とみるのは速断である。

- (72) 祝³⁶、四七〇頁。

- (73) 大庭³³、七一～二頁。野田俊昭「晉南朝における吏部曹の擬官をめぐる」『九州大學東洋史論集』六、一九七七年。

- (74) 大庭³³、八四～五頁。野田俊昭「東晉南朝における天子の支配権力と尙書省」『九州大學東洋史論集』五、一九七七年、八二頁。金子修一「南朝期の上奏文の一形態について―『宋書』禮儀志を史料として―」『東洋文化』六〇、一九八〇年、五九頁の註(13)。陳啓雲「兩晉三省制度之淵源、特色及其演變」『新亞學報』三一、一九五八年、一一八頁。祝³⁶、四七一・四七六頁。

- (75) 『通典』卷七一、禮三二に依るが、位置は移動。

- (76) 祝³⁶、四九七頁の註(42)。

- (77) 『宋書』卷一五、禮志二。同書卷五、文帝紀元嘉二六年二月の條。

- (78) 白須³⁴、二三頁。

- (79) 大庭³³、八五頁。これを野田・金子兩氏の研究に従い賤儀に沿って理解すれば、選事の場合は吏部尙書が郎・令史などの意見を聞いて擬官し(某事云云)、左右丞・左右僕射の參議分判を経て(參議以爲宜如是)門下省を経ないで天子に直接上奏するものとなる。野田註(74)前掲論文、八二頁。金子前掲論文、五九頁の註(13)。

- (80) 嚴(一)(³⁷)、一一九～一二・二三四～五頁。嚴(二)(³⁷)、二七〇～三・三三七～九頁。嚴(四)(³⁷)、六一三・六六～七・六三三頁。

- (81) 嚴(三)(³⁷)、二二一～二・三二〇頁。

- (82) 嚴(三)(³⁷)、一四一・二七一頁。

- (83) 嚴氏の蒐集例は、註(80)～(82)参照。勞榦「漢代郡制及其對於簡牘的參證」『勞榦學術論文集中編』下(藝文印書館、一九八〇年、一〇五九頁)。
- (84) 嚴(80)、二七二頁。
- (85) この結論に立脚すれば、資三によって「行水官の變更及び任命に功曹史がかかわっていた」とする町田氏の指摘は、功曹史が行水官の人事だけに特別にかかわったのではなく、その廣範な選事に關する實務の一例にすぎないと限定的に理解する必要があろう。町田(80)、一三三頁。また功曹が行水官・平水官の改動・任命に關與した事實(資三・四)から、高昌郡の水利管務が功曹の主管であったと發展的にとらえた柳氏の見解は、選事上奏・上申文書に對する配慮を缺いたものと思われ、再考が求められよう。柳(80)、一一五頁。
- (86) 唐(7)、二二頁の註(41)。唐(14)、一六一頁。唐(16)、八五頁。池田(15)、六二頁。
- (87) 吳(18)、三〇～二頁。
- (88) 吳(18)、三二頁。
- (89) 町田(80)、一四二頁。
- (90) 關尾(80)。
- (91) 唐(14)、一五六頁。
- (92) 池田(15)、八五頁の正誤表。白須(10)、一五五頁。
- (93) 新博考古隊「吐魯番哈喇和卓古墓群發掘簡報」『文物』一九七八年六期、四頁。唐(14)、一六〇頁。
- (94) よって、建平を「吐魯番盆地で獨自に建てられた元號とみなすべき」としたかつての私見も誤りであったことになる。
- (95) 白須(10)、一五五頁。
- (95) 以上、『魏書』卷四上下、世祖紀・同書卷九九、沮渠蒙遜傳・『宋書』卷九八、氐胡傳。
- (96) 「高昌國の城邑について」嶋崎(80)、一二〇～二頁。
- (97) 『宋書』卷九八、氐胡傳には「八月……(無諱)未至、而丙芮(柔然)遣軍救高昌、殺唐契。」と明文がある。
- (98) 嶋崎前掲論文、一二七～三〇頁。白須補記、嶋崎(80)、五八八頁。
- (99) 眞君十一年(四五〇)、車師王・車夷落(伊洛)は、北魏の世祖に上書して「臣國自無諱所攻襲、經今八歲。」(『魏書』卷一〇二、車師傳)と述べている。これによって無諱が夷落と直接交戦を開始したのが四四二年、即ち彼が高昌に到着した年であったことが確認される。よって「(伊洛)規歸闕(北魏)、沮渠無諱斷路、伊洛(夷落)與無諱連戰、破之。時無諱卒……」(『魏書』卷三〇、車伊洛傳)とある記事から、伊洛(夷落)が無諱と連戦しこれを破ったのは、四四二年から無諱の歿する四四四年(彼の死が同年であることは、『魏書』卷九九、沮渠蒙遜傳)の間であることが知られる。とすればこの連戦の戦果が、本文に言う横截等三城を抜いたことに符合するものと推定され、これによって安周が四四二年以前には高昌の横截城にいなかったとする先の私見がさらに補足されよう。
- (100) 「于時(四四一)虜兵(北魏)甚盛、無諱衆饑、懼不自立、欲引衆西行。十一月遣弟安周五千入伐鄯善、堅守不下。十九年(四四二)四月、無諱自率萬餘家棄敦煌、西就安周。」

（『宋書』卷九八、丘胡傳）

（101）新博考古隊は、守海を吐谷渾に對するもの（註（93）、同隊報告）とし、朱雷氏は北魏に對するものとする。これは私見と相違する。朱⑪、二二二頁。

（102）『魏書』卷一〇一高昌傳。『資治通鑑』卷一二四。

（補）本稿初校時に、余太山氏（中國社會科學院歷史研究所）の好意により註（23）に引用した唐長孺氏の論考を読む機會を得た。これによれば王恩生の出使は、四三七年二月の西域九國の朝獻（『魏書』世祖紀上）に對するものであって（同書、西域傳序語）出使年次は世祖紀にはたまたま缺くものの四三七年であり、しかもそれは北魏最初の西域遣使であるとの理解が示されている。なお、この恩生遣使に對する私見は本稿八五頁に示したとおりである。

**THE LOCAL POWER OF KAN SHUANG 闕爽 IN
GAOCHANG 高昌 AND DOCUMENTS DATED
THE YUANHE 緣禾 AND JIANPING 建平 ERAS**

SHIRASU Joshin

Although the kingdom of the Northern Liang 北凉 was destroyed as the result of an attack by the Northern Wei 北魏 in 439, one of the Northern Liang descendants, Juqu Wuwei 沮渠無諱 escaped to the original Northern Liang capital in Gaochang commandery (in the Turfan region), where he established the Gaochang kingdom of the Juqu family in 442. However, a rival power had already taken authority over the Turfan region. It can be supposed that this Kan Shuang 闕爽 government had been established in the tenth month of 435. Documents bearing the reign periods Yuanhe 緣禾 and Jianping 建平 belong to the period of Kan Shuang rule. Following examination of documents bearing this reign periods, certain points are clear.

The reign period name “Yuanhe” is the effort of the Northern Liang kingdom to emulate the Northern Wei’s Yanhe 延和. The Turfan documents bearing the Yuanhe era after the tenth month of 435 show that he didn’t create the new reign period after taking power. “Jianping” has been thought to be the reign period of Northern Liang. Kan Shuang used this reign period in 441. It is possible that in 441, because the descendant of the Northern Liang, Juqu Wuwei accepted a title from the Northern Wei, Kan Shuang may have realized that he himself was the only remaining successor to the Northern Liang and thus adopted this reign period.

Moreover, that the independent Kan Shuang should have not established his own reign period but have used one of the Northern Liang is closely tied up with the complicated international situation of the time. It is conceivable that the Kan Shuang government squeezed between Juran 柔然 and the Northern Liang—or the Northern Liang successor state—did not declare its independence by announcing itself as a kingdom nor did it establish its own reign periods because it sought to keep its independence in the complicated international situation.